

広島県情報公開・個人情報保護審査会（諮問 27（情）第 4 号）

第 1 審査会の結論

広島県教育委員会（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった行政文書について、不存在であることを理由に不開示とした決定は、妥当である。

第 2 異議申立てに至る経過

1 開示の請求

異議申立人は、平成 28 年 1 月 7 日、広島県情報公開条例（平成 13 年広島県条例第 5 号。以下「条例」という。）第 6 条の規定により、実施機関に対し、「平成 27 年度広島県教育長の業務日報等教育長の職務の内容が解る全ての文書（本日迄）」（以下「本件請求文書」という。）の開示の請求（以下「本件請求」という。）をした。

2 本件請求に対する決定

本件請求に対し、実施機関は、平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 1 月 7 日までの広島県教育委員会教育長（以下「県教育長」という。）の業務日報等県教育長の職務の内容がわかる全ての文書（1 日ごとの動きが分かるもの）（以下「1 日ごとの動きが分かる文書」という。）について、不存在を理由とする行政文書不開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成 28 年 1 月 21 日付けで異議申立人に通知した。

3 異議申立て

異議申立人は、平成 28 年 1 月 28 日、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 6 条の規定により、実施機関に対し異議申立てを行った。

第 3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消し、対象文書を開示するよう求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見書で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 請求期間内の一部の例として、平成 27 年 6 月 22 日に、県教育長は、駐広島大韓民国総領事館（以下「総領事館」という。）に招待され、勤務として食事の「接待」まで受けている。本来、公正な業務を県に報告しなければならないとともに、県民の理解を得られる業務でなければならないので、当然に記録は存在すると考える。
- (2) 総領事館総領事は、明確に「広島県内で韓国語を採択している高校の校長

を招待し、晩餐会を開催する…」としており、特定の「採択事業」の結果としての招待であることが明確であり、法令遵守、職務行為に対する細心の注意、県民への説明が当然必要と考えられるから、記録が採択業務関係業務を含め全く存在しないのは、極めて不自然である。

- (3) 県民にとり、又、採択する高校生及び父兄にとり、公正なる採択及び現況の説明が必要と考えるから、県教育長自ら記録がないというのは、意図的と感じる。
- (4) 県教育長は、私人で公務する者ではなく、私利私欲による職務を行ってはいならない重責を担っていると考える。
- (5) 県教育長は、職務専念義務を負うが、広島県立学校職員服務規程（昭和 29 年教育委員会訓令第一号）第 8 条及び地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 55 条第 8 項の規定により、職務専念義務免除を受けたか明白ではない。
- (6) 県教育長の業務（協議、各種会合、会議記録、訪問挨拶等）について、時間、場所、相手先を全て無記録で暗記出来ており、一切文書にしていない証明及び説明がされていない。（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号。以下「地教行法」という。）第 11 条第 5 項及び第 8 項）
- (7) 公務と称し、「飲食の接待」を受けた場合には、県民に説明する場合、記録が必要であると思料する。
- (8) 例えば、平成 27 年 6 月 22 日用務終了後、全行程タクシー利用とあるが、タクシー請求書の県教育長の乗車日が空白であり、当然に県教育長は、公務記録を行っているはずである。そのため、文書は存在する。

第 4 実施機関の説明要旨

実施機関が理由説明書で説明する本件処分を行った理由は、おおむね次のとおりである。

1 本件請求について

異議申立人は、平成 28 年 1 月 7 日付けで「平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 1 月 7 日までの広島県教育長の業務日報等教育長の職務の内容がわかる全ての文書（1 日ごとの動きがわかるもの）」に係る行政文書の開示請求をした。

2 本件処分の理由

- (1) 県教育長の日々の業務には、主に実施機関の各担当部課による協議や各種会議等への出席といった意思決定や合意形成のために実施されるものと、訪問挨拶のような関係先等との円滑な関係の構築を目的として実施するものがある。
- (2) 前者の場合、実施機関の各担当部課が業務を遂行する上でその方針・結果等を了知し、管理しており、それらを県教育長の業務日報等として取りまとめてはいない。また、後者の場合については、訪問挨拶の目的があくまで儀礼的なものであり、今後その際の記録を確認することが考えられないため、特段その内容について記録として残していない。

- (3) このことから、異議申立人が主張するような文書は存在しない。
- (4) なお、異議申立人は、異議申立書に「平成 27 年 6 月 22 日に総領事館を訪問した際の記録」が存在するはずであるという趣旨を記載しているが、本業務は、関係者が一同に会して、大韓民国の文化や言語についての所感を交わすことで友好を深めるというもので、前述した儀礼的な訪問挨拶であり、記録として残していないものである。

第 5 審査会の判断

1 本件請求について

- (1) 本件請求に係る開示請求書には、請求する行政文書の件名又は内容として、「平成 27 年度広島県教育長の業務日報等教育長の職務の内容が解る全ての文書（本日迄）」と記載されている。
- (2) 実施機関は、本件請求の趣旨を、1 日ごとの動きが分かる文書の開示を求めるものと解し、当該趣旨に合致する文書は作成していないとして、不存在を理由とする本件処分を行った。

これに対し、異議申立人は、県教育長は職務に専念する義務を負っており、例えば、公務として「飲食の接待」を受けた場合には、公正な業務であることを報告するとともに、県民に説明する必要があることや、業務内容を全て暗記できており一切記録していないとの証明等はなされておらず、報告及び説明のためには記録が必要と認められるから、記録が存在しないことは不自然であることなどを、平成 27 年 6 月 22 日に総領事館で開催された晩餐会への県教育長の出席を例に挙げて説明し、本件請求の対象となる行政文書は存在する旨主張する。

- (3) 実施機関は、上記第 4 の 2 (2) のとおり、県教育長が出席した意思決定や合意形成を要する協議、会議等の結果等については、各担当部課において把握している旨説明することから、県教育長が行った協議、会議等の一部については、少なくとも、協議録、復命書等として個々に作成された文書（以下「個別の記録」という。）が存在すると考えられる。

開示請求書の記載内容からは、本件請求が個別の記録の開示を求めるものなのか必ずしも明らかではないが、異議申立人は晩餐会の記録が存在しないのは不自然である旨主張していることを踏まえ、以下、実施機関が、本件請求の趣旨を、1 日ごとの動きが分かる文書の開示を求めるものであると解し、個別の記録を対象としなかったことの妥当性について検討した上で、本件請求の対象となる行政文書の存否について検討する。

2 本件処分の妥当性について

- (1) 本件請求の趣旨について

ア 本件請求に係る開示請求書には、「業務日報等」と開示を求める文書が例示されている。

通常、「業務日報」とは、日ごとに実施した業務の内容等を整理して記入し、報告するために作成された文書と解される上、当該開示請求書には、

対象となる行政文書の範囲を日付によって限定する「(本日迄)」との記載がなされていることを踏まえると、本件請求が、業務日報のように、県教育長の業務の内容が1日ごとに分かるように記載された文書を想定してなされたものと解することは不自然又は不合理とはいえない。

イ また、当審査会において確認したところ、異議申立人は、本件請求と同日付けで、平成27年6月22日に総領事館に県教育長が行ったこと並びにそのために各校長及び総領事館等とやり取りをした全ての文書の開示の請求をしていることが認められた。そうすると、実施機関が、異議申立人は、本件請求とは別に、総領事館で行われた晚餐会に係る個別の記録の開示の請求をしているのであるから、本件請求は、個別の記録ではなく、1日ごとの動きが分かる文書の開示を求めるものであると解したことは、自然と認められる。

ウ これらのことを踏まえると、実施機関が、本件請求の趣旨を、1日ごとの動きが分かる文書の開示を求めるものと解し、個別の記録を対象としなかったことは、妥当と認められる。

エ なお、本件請求に係る開示請求書の備考欄には、1日ごとの動きが分かるものが対象となる旨等の記載があるが、実施機関によれば、異議申立人は、窓口で本件請求を行った際、事務分掌は対象とせず、1日ごとの動きが分かるものが対象となる旨を述べたため、その旨を開示請求書の備考欄に記載し、対応したとのことであった。

(2) 1日ごとの動きが分かる文書の存否について

ア 県教育長の1日ごとの動きが分かる文書としては、業務日報等の日々の業務実績を記載した文書が該当するほか、実施機関が、県教育長のスケジュール管理のために日ごとの業務予定を記載した文書を作成していれば、それが該当することも考えられる。

しかしながら、上記(1)アのとおり、本件請求に係る開示請求書には、開示を求める行政文書の内容として、通常、実施した業務の内容等を記載する「業務日報等」が例示されており、現に、異議申立人は、上記第3のとおり、県教育長が「飲食の接待」を受けた場合には、県民に説明するために記録が必要であるなど、県教育長の業務実績を記録した文書が存在する旨主張していることから、本件請求は、県教育長の1日ごとの業務実績を記載した文書の開示を求めるものと解されるため、以下、その存否について検討する。

イ まず、上記第4の2の実施機関の説明について検討すると、確かに、県教育長の意思決定や合意形成を要するものについては、各担当部課において個別の記録を作成すれば、記録を参照する目的で業務日報等を作成する必要は認められないし、儀礼的な訪問挨拶については、今後その際の記録を確認することが考えられないため、その内容を記録していない旨の説明も首肯できるところである。

ウ また、実施機関に確認したところ、県教育長については、広島県知事のように、日ごとの動向をとりまとめてホームページに掲載するなどの広報

活動はしていないし、県政記者クラブ等からの情報提供の要望もないとのことであった。

エ さらに、実施機関に確認したところ、実施機関では、県教育長を含む幹部職員の業務予定を把握できるように「教育委員会週間行事予定表」及び「教育長等幹部職員日程」（以下これらを総称して「週間予定表等」という。）を作成しているとのことであったが、その作成目的及び業務実績に応じた修正の有無については、次のとおりであった。

(ア) 週間予定表等の作成目的は、実施機関の各所属が県教育長を含む幹部職員に業務の進め方や方向性等についての相談、協議、報告等ができるよう、事前にその動静を把握できるようにするためである。

(イ) 週間予定表等に記載された県教育長の予定に変更が生じた場合には、担当者が個別に調整しており、実績に応じて修正していない。記録が必要な事案の実績については、業務を遂行する上で各担当部課が了知・管理しておけば足りることから、週間予定表等を実績に応じて修正しないことによる特段の支障は生じていない。

オ 当審査会において、週間予定表等を見分したところ、県教育長を含む幹部職員のスケジュールが、表形式で1枚の用紙に並べて記載され、県教育長を含む幹部職員の動静を容易に把握できるように作成されているものと認められた。

このように、週間予定表等が上記エ（ア）において実施機関が説明する目的に沿うように作成されていることからすると、週間予定表等は、県教育長を含む幹部職員の動静の事前把握を目的としているから、記録を確認するために、実績に応じて修正することはしていないとの実施機関の説明には不自然又は不合理な点は認められない。

そうすると、週間予定表等は、業務実績が記載されたものとは認められず、実施機関が、週間予定表等を本件請求の対象行政文書としなかったことは妥当と認められる。

カ 以上のことから、県教育長について、業務日報等の1日ごとの業務実績を記載した文書は作成していないとする実施機関の説明には不自然又は不合理な点は認められない。

(3) したがって、実施機関が本件請求文書を作成又は取得していないため、これらを不存在として本件処分を行ったことは妥当である。

3 異議申立人のその他の主張

異議申立人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
28. 2. 22	・ 諮問を受けた。
28. 2. 23	・ 実施機関に理由説明書の提出を要求した。
28. 3. 28	・ 実施機関から理由説明書を収受した。
28. 3. 30	・ 異議申立人に理由説明書の写しを送付した。 ・ 異議申立人に意見書の提出を要求した。
28. 4. 5	・ 異議申立人から意見書を収受した。
29. 2. 13 (平成 28 年度第 11 回第 2 部会)	・ 諮問の審議を行った。
29. 3. 29 (平成 28 年度第 12 回第 2 部会)	・ 諮問の審議を行った。
29. 4. 24 (平成 29 年度第 1 回第 2 部会)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員（50音順）

【第2部会】

兒 玉 浩 生	弁護士
日 山 恵 美	広島大学大学院教授
山 田 健 吾 （ 部 会 長 ）	広島修道大学教授